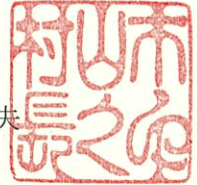


村山市公告 第 12 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を変更したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 31 日

村山市長 志布 隆夫



記

1 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を変更した地域

楯岡地域、西郷地域、大倉地域、大久保地域、富本地域、戸沢地域、袖崎地域、大高根地域

2 縦覧場所

村山市農林課 窓口

村山市農業委員会事務局 窓口

村山市ホームページ